

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公開番号】特開2020-71494(P2020-71494A)

【公開日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2020-018

【出願番号】特願2018-202469(P2018-202469)

【国際特許分類】

G 06 M 7/00 (2006.01)

G 06 T 7/60 (2017.01)

G 08 G 1/00 (2006.01)

G 08 G 1/01 (2006.01)

【F I】

G 06 M 7/00 301 Q

G 06 T 7/60 110

G 08 G 1/00 D

G 08 G 1/01 F

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月25日(2020.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の路線を移動する複数の移動体にそれぞれ搭載され、当該移動体の内部の画像を表す画像データ、及び、当該移動体の内部の画像が撮像された位置を表す位置データを含む解析用データを収集する複数のデータ収集装置と、

前記複数のデータ収集装置によって収集された前記解析用データに基づいて、前記複数の路線の各路線ごとに、前記複数の移動体の乗車人数を計数するデータ解析装置とを備え、

前記移動体は、路面を走行する車両であることを特徴とする、

解析システム。

【請求項2】

前記データ解析装置は、前記画像データが表す画像に含まれる人物の数に基づいて、前記乗車人数を計数する、

請求項1に記載の解析システム。

【請求項3】

前記データ解析装置は、前記解析用データに含まれる前記位置データに基づいて、前記複数のデータ収集装置によって収集された前記解析用データから、前記複数の路線のうち特定の路線を移動した前記移動体の前記乗車人数を抽出し、当該特定の路線を移動した全ての前記移動体の当該特定の路線での前記乗車人数を集約し、当該特定の路線における全ての前記移動体の合計の前記乗車人数を計数する、

請求項1又は請求項2に記載の解析システム。

【請求項4】

前記データ解析装置は、前記解析用データに基づいて、前記複数の路線の各路線ごとに、前記画像データが表す画像に含まれる人物の属性を解析する、

請求項 1 乃至 請求項 3 のいずれか 1 項に記載の解析システム。

【請求項 5】

前記移動体は、内部に、コンテンツを出力可能である出力装置が搭載され、

前記データ解析装置は、前記複数の路線の各路線ごとの前記乗車人数に基づいて、前記複数の路線の各路線ごとに、前記出力装置が出力する前記コンテンツを受容可能な受容可能範囲を通過した通過者人数を表す指標を算出する、

請求項 1 乃至 請求項 4 のいずれか 1 項に記載の解析システム。

【請求項 6】

前記移動体は、一日の間に予め定められた前記複数の路線を繰り返し走行する路線バスであり、1台の前記移動体が一日の間に前記複数の路線を走行しつつ、前記複数の移動体が当該複数の路線に渡って使い分けられて運行する、

請求項 1 乃至 請求項 5 のいずれか 1 項に記載の解析システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するために、本発明に係る解析システムは、複数の路線を移動する複数の移動体にそれぞれ搭載され、当該移動体の内部の画像を表す画像データ、及び、当該移動体の内部の画像が撮像された位置を表す位置データを含む解析用データを収集する複数のデータ収集装置と、前記複数のデータ収集装置によって収集された前記解析用データに基づいて、前記複数の路線の各路線ごとに、前記複数の移動体の乗車人数を計数するデータ解析装置とを備え、前記移動体は、路面を走行する車両であることを特徴とする。

また、上記解析システムでは、前記移動体は、一日の間に予め定められた前記複数の路線を繰り返し走行する路線バスであり、1台の前記移動体が一日の間に前記複数の路線を走行しつつ、前記複数の移動体が当該複数の路線に渡って使い分けられて運行するものとすることができる。